

公 告

制限付き一般競争入札を行うので、次のとおり公告する。

令和8年3月30日

鳥取市病院事業管理者 平野 文弘

1 工事の概要

- (1) 工事名 鳥取市立病院西病棟改修工事
- (2) 工事場所 鳥取市的場一丁目1番地
- (3) 工事内容 老朽化した本館西病棟の改修工事
 - 建物用途：病院
 - 規模構造：鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階、地上7階、塔屋1階
 - 敷地面積：47,122.83 m²
 - 建築面積：9,858.41 m² (延床面積 27,777.60 m²)
 - ※病院本館及びやすらぎ含む
 - 軒 高：GL+29.7m (最高高さ GL+37.8m)
 - 竣 工 年：平成6年
- (4) 工期 本契約の締結の日から令和10年3月17日(金)まで
- (5) 予定価格 842,600,002円(消費税及び地方消費税を除いた額)
- (6) 支払い条件(支払限度額)
 - ア 令和8年度 契約額の10分の4にあたる額(一万円未満切り捨て)(前払金)
 - イ 令和9年度 契約額から令和8年度に支払う額の合計を差し引いた額

2 技術資料及び入札参加資格確認書類の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類(以下「技術資料等」という。)の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす単体企業または、特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)とする。

(1) 共同企業体に関する要件

- ア 共同企業体は、2又は3者による自主結成とする。
- イ 各構成員の出資比率は、2者の場合は30%以上とし、3者の場合は20%以上とする。
- ウ 共同企業体の代表者は、(2)及び(3)の資格を満たす者のうち、その出資比率

が異なる場合は出資比率の大きい者とし、その出資比率が同じ場合は構成員によって決定された者とする。

エ 各構成員は、本件入札において他の共同企業体の構成員となることができない。
また、単体企業参加者はほかの共同企業体の構成員になることができない。

(2) 単体企業及び、共同企業体の構成員共通の資格

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定する建設業(建築一式工事)の許可を受けている者であること。

ウ この公告の日から入札の日までのいずれの日においても、鳥取市入札参加資格者指名停止措置要綱(平成25年4月1日制定)の規定に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

エ 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者にあつては、当該申立てが行われた日以後の日を審査基準日とする建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査を受け、その結果に基づき、3の(1)のアの技術資料等の提出期間の最終日までに改めて入札参加資格を付与されていること。

オ 他の単体企業又は共同企業体の構成員との間に次に掲げるいずれかの関係を持つ者でないこと。

(ア) 資本関係 次のいずれかに該当する関係をいう。ただし、会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社(以下「子会社」という。)又は子会社の一方が、会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法の規定による再生手続中の会社(以下「更生会社等」という。)である場合を除く。

a 会社法第2条第4号に規定する親会社(以下「親会社」という。)と子会社の関係にある場合。

b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

(イ) 人的関係 次のいずれかに該当する関係をいう。

a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

b 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合。

(ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる関係 (ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる関係をいう。

(3) 単体企業及び、共同企業体の代表者の資格

ア 次に掲げる基準のいずれかを満たす者であること。

(ア) 鳥取県建設工事等入札参加資格者資格審査要綱に基づく建築一式工事(一般)の

- 入札参加資格（令和7・8年度）を有する者であり、鳥取県建設工事入札参加資格者格付要領に基づく建築一式工事（一般）のAランクに格付けされている県内業者
- (イ) 鳥取県建設工事等入札参加資格者資格審査要綱に基づく建築一式工事（一般）の入札参加資格（令和7・8年度）を有する県外業者
- (ウ) 鳥取市建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び審査申請手続等について（令和6年鳥取市告示第625号。以下「告示」という。）に基づく建築一式工事（一般）の入札参加資格を有する者であり、鳥取市建設工事入札参加資格者格付要綱に基づく建築一式工事（一般）のA級に格付けされている者

イ 次に掲げる同種工事の施工実績のいずれかを有する者であること。

(ア) 元請（共同企業体の場合はその代表者）として、鳥取県内において医療・福祉施設の新築・増築・改築（工事延べ面積 500 m²以上）の施行実績を有すること。なお、福祉施設とは、社会福祉法に定められた施設で、各種老人ホーム、デイサービスセンター、障害者支援施設、保育所等をいう。ただし、当該工事は平成23年4月1日以降に完成し、引渡しが完了しているものに限る。

(イ) 元請（共同企業体の場合はその代表者）として、国（公団・公社を含む。）、都道府県（公社を含む。）又は市町村（公社、合併前の旧市町村等を含む。）を発注者とする、許可病床数が100床以上の病院の新築・増築・改築（工事延べ面積 500 m²以上）に係る建築一式工事の施工実績を有すること。ただし、当該工事は平成23年4月1日以降に完成し、引渡しが完了しているものに限る。

ウ 次に掲げる基準を全て満たす者を専任の監理技術者として配置できること。

(ア) 一級建築士又は1級建築施工管理技士で、建築工事業について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

(イ) 建設業法第26条第5項の規定に基づき、国土交通大臣の登録を受けた監理技術者講習を受講している者であること。

(ウ) 当該単体企業又は共同企業体の代表者と直接的かつ恒常的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であって、技術資料等の提出のあった日の3月以上前から継続しているものをいう。）にある者であること。

(4) 共同企業体の代表者以外の構成員の資格

ア 次に掲げる基準を全て満たす者を専任の主任技術者として配置できること。

(ア) 一級建築士又は1級建築施工管理技士で、建築工事業について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

(イ) 当該構成員と直接的かつ恒常的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であって、技術資料等の提出のあった日の3月以上前から継続しているものをいう。）にある者であること。

イ 鳥取市内に本社または支店、営業所（告示に基づく委任状が提出されている者にかぎる。）を有する者であること。

ウ 鳥取市内にある本社または支店、営業所において、告示に基づく建築一式工事（一般）の入札参加資格を有する者であること。

3 技術資料等の作成方法及び提出

本件入札に参加を希望する単体企業及び共同企業体は、下記に基づき作成された技術資料等を提出すること。

(1) 技術資料等の提出

ア 提出期間

令和8年4月6日（月）から令和8年4月10日（金）までの日の午前9時から午後5時まで。

イ 提出場所

鳥取市的場一丁目1番地

鳥取市立病院（以下「市立病院」という。）事務局総務課業務管理室

ウ 提出方法

持参又は郵送すること。ただし、郵送の場合、到着期限は令和8年4月10日（金）（必着）とする。

(2) 提出書類

ア 提出する技術資料等は下記の内容で作成する。

(ア) 入札参加資格確認申請書（様式1-1号）

(イ) 制限付き一般競争入札技術資料（様式1-2号）

(ウ) 同種工事の施工実績（様式第2号）

(エ) 監理技術者の資格（様式第3-1号）

(オ) 主任技術者の資格（様式第3-2号）（共同企業体の場合のみ）

(カ) 共同企業体協定書の副本（共同企業体の場合のみ）

(キ) 使用印鑑届（様式第5号）

(ク) 印鑑証明書

(ケ) 委任状

イ 技術資料等作成に関する留意事項

技術資料等は次の技術資料等の記入要領に基づき作成することとし、A4版横書き左縦とじて工事名、共同企業体名を明記し、ファイルにとじること。

(3) 技術資料等の記入要領

ア 同種工事の施工実績（共同企業体の場合は代表者のみ）

元請（共同企業体の場合は代表者）として、鳥取県内において施工した、医療施設又は福祉施設の新築、増築又は改築（工事延べ面積500㎡以上）の建築一式工事

もしくは元請（共同企業体の場合は代表者）として施工した、許可病床数100床以上の病院の新築又は改修に係る建築一式工事の施工実績を1件以上記入すること。また、それを証明するものとして、当該工事の請負契約書の写し及び同種工事の判断ができる内容の設計図、工事カルテ又は第三者による施工証明等を提出すること。ただし、共同企業体で施工したものは協定書の写しを添付すること。

イ 監理技術者の資格（共同企業体の場合は代表者のみ）

監理技術者については、配置予定技術者を2名を限度に記載し、その者の資格（監理技術者及び一級建築士又は1級建築施工管理技士）について、記載すること。

なお、配置予定技術者の継続雇用期間及び資格について、監理技術者資格者証（裏面含む）、雇用証明書等（氏名、事業者名称、証明日、雇用形態、雇用開始日の記載があり、代表者印が押印されたもの）の直接的かつ恒常的な雇用関係（3か月以上の継続雇用）が確認できる書類及び当該資格者証、監理技術者講習修了証、合格証明書又は免許証等のいずれかの写しを添付すること。

ウ 主任技術者の資格（共同企業体の場合は構成員（代表者を除く）ごと）

主任技術者については、配置予定技術者を2名を限度に記載し、その者の資格（一級建築士又は1級建築施工管理技士）について、記載すること。

なお、配置予定技術者の継続雇用期間及び資格について、雇用証明書等（氏名、事業者名称、証明日、雇用形態、雇用開始日の記載があり、代表者印が押印されたもの）の直接的かつ恒常的な雇用関係（3か月以上の継続雇用）が確認できる書類及び当該資格者証、合格証明書又は免許証等のいずれかの写しを添付すること。

エ 共同企業体協定書の副本（共同企業体の場合のみ）

協定書の副本は、印影の鮮明なものとする。

オ 使用印鑑届

入札、契約の締結、請負代金の請求、受領等に使用する印鑑を押印すること。

(4) 提出部数

技術資料等の提出部数は2部とする。

(5) 技術資料等について

ア 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものである。

イ 落札者は配置予定の技術者を、本件工事の現場に配置すること。

ウ 技術資料等の作成と提出に要する費用は、提出者の負担とする。

エ 技術資料等提出された書類は、返却しない。

オ 提出された技術資料等は、提出者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。ただし、本契約終了後において、透明性を確保するため公表することがある。

カ 技術資料等に虚偽の記載をした者は、入札参加資格がないものとする。

4 技術資料等の作成及び提出に関する質問及び回答

- (1) 技術資料等に対する質問は、令和8年4月3日（金）の午後5時までに市立病院に別紙質問書様式を用いてメールで行わなければならないが、電話等での質問は一切受け付けないものとする。
- (2) 提出するデータ形式はワード形式及びPDF形式の両方を送ることとする。
（送付先メールアドレス：gyoumu@hospital.tottori.tottori.jp）
- (3) 前号の質問に対する回答は、令和8年4月8日（水）の午後5時までに市立病院公式ホームページに掲載する。

5 入札参加資格の審査

- (1) 提出された技術資料等を基に審査し、結果を令和8年4月14日（火）までに通知する。
- (2) 入札参加希望者は、入札参加資格の有無の通知の内容に疑義がある場合、通知の翌日（休日を除く。）までに、書面により当該内容に対する説明を求めることができ、市立病院は速やかに回答するものとする。

6 設計図書を示す場所及び期間

本件工事に係る設計図書の閲覧は、次のとおり行う。

- (1) 場所 鳥取市的場一丁目1番地 鳥取市立病院 3階事務局
- (2) 期間 令和8年3月30日（月）から令和8年4月10日（金）までの日（休日を除く。）
- (3) 時間 午前9時から午後5時まで

7 設計図書に関する質問及び回答

- (1) 設計図書に対する質問は、令和8年4月24日（金）の午後5時までに市立病院に別紙質問書様式を用いてメールで行わなければならないが、電話等での質問は一切受け付けないものとする。
- (2) 提出するデータ形式はワード形式及びPDF形式の両方を送ることとする。
（送付先メールアドレス：gyoumu@hospital.tottori.tottori.jp）
- (3) 前号の質問に対する回答は、令和8年5月11日（月）の午後5時までに市立病院公式ホームページに掲載する。

8 入札執行の場所及び日時

- (1) 場所 鳥取市的場一丁目1番地 鳥取市立病院 3階会議室
- (2) 日時 令和8年5月26日（火）午後2時

9 入札

- (1) 入札参加者は、本件工事の本工事費内訳書を入室時に提出しなければならない。提出しない場合は、この入札に参加することができない。
- (2) この入札は、低入札価格調査制度の対象であり、調査基準価格及び失格基準価格が定められている。
- (3) 調査基準価格を下回る入札（以下「低価格入札」という。）を行った者（失格基準に該当した者を除く。以下「低価格入札者」という。）に対し、鳥取市建設工事低入札価格調査制度実施要領（平成11年9月14日制定）第10条を準用した低入札価格調査を実施後、落札者を決定する。この場合において、複数の低価格入札者があるときは、他の者についても並行して調査できるものとする。
- (4) 低価格入札者は、入札後の事情聴取及び調査に協力するものとする。
- (5) 低価格入札者となった場合、低入札価格調査に必要な資料を提出する意思がある者は、低入札価格調査意向確認書を入札書と同時に提出すること。
- (6) 低価格入札者は、開札日の翌日から起算して2日以内に、鳥取市建設工事低入札価格調査制度実施要領第10条第3項各号に掲げる資料を提出するものとする。
- (7) 低入札価格調査において、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがある場合は、低価格入札者を落札者とししない場合がある。
- (8) 落札者は、低入札価格調査を行う場合は低入札価格調査の調査後に決定することとする。なお、落札者等については、入札者全員に書面で通知する。
- (9) 低価格入札者が契約者となった場合、契約不適合責任の存続期間については、工事目的物の引渡しを受けた日から4年に延長し、契約保証金を契約金額の10分3以上とする。
- (10) この入札は、低価格落札工事配置技術者増員制度の対象であり、増員基準価格が設定されている。
- (11) 増員基準価格を下回る価格で入札を行った低価格入札者は、追加技術者調書を開札の翌日から起算して2日以内に提出し、一級建築士又は1級建築施工管理技士を1名追加して専任で配置しなければならない。なお、追加技術者は現場代理人との兼務はできない。
- (12) 追加技術者調書に記載された者は、当該低価格入札者との間に直接的かつ恒常的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であって、入札日の3月以上前から継続しているものをいう。）にある者でなければならない。

10 無効となる入札の範囲

この公告に示す入札に参加する者に必要な資格のない物のした入札及びこの公告、仕様書等に記載する条件に違反した入札。

1 1 問い合わせ先

鳥取市立病院 事務局総務課業務管理室

電 話 番 号 : 0 8 5 7 - 3 7 - 1 5 2 2

ファクシミリ : 0 8 5 7 - 3 7 - 1 5 5 3

メ ー ル : gyoumu@hospital.tottori.tottori.jp